

八丈町農業委員会

第 8 回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和元年 1 1 月 2 5 日(月)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和元年11月25日(金) 9:00～10:30

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：12名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之(欠席)	"	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	"	8	大澤 正雄(欠席)
"	2	伊勢崎 武二	"	9	菊池 勝男
"	3	菊池 國仁	"	10	奥山 完己
"	4	菊池 寛	"	11	青木 保憲
"	5	磯崎 典雄	"	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：2名

5.農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章
"	2	加藤 純生	"	6	浅沼 孝教
"	3	笹本 守彦	"	7	奥山 利平
"	4	西條 忍(欠席)			

6.農地利用最適化推進委員欠席：2名

7.会議録署名委員の指名：5番 磯崎 典雄委員、6番 浅沼 實委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
- 4) 協議第1号 農地法第3条第2項第5号の別断面積の設定について
- 5) 報告第3号 前回総会の経過
- 6) その他 フェニックス・ロベレニー導入100周年記念に関する令和2年度八丈島産業祭での企画案について

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐
事務局 廣瀬 悠志 大宮 晴香

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：3名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
八丈支庁産業課農務担当 主任 飯田 将行
島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11.傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第8回総会を開催いたします。それでは本日の会議録署名委員
ですが5番委員・6番委員お願いします。次に会長活動報告を行います。

会長 会長活動報告

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議件の方に移って参ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集
積計画の承認について（利用権貸借）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について
意見を求める。

令和元年11月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農用内
面積2,227.00平方メートル

内容といたしましては、更新での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権の設定を受ける者

利用目的は鉢物です。

設定期間は令和元年12月1日から3年間の設定ですので満了日は、令和4年11月30日
となります。年間賃借料は無償となっております。

続いて、

番号2 農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内
面積2,054.00平方メートル

農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内
面積 1,454.00 平方メートル

農地の所在 大字 番 登記 畑 現況 畑 農振区分 農振内
面積 1,985.00 平方メートル

合計筆数 3 筆となり合計面積は 5,493.00 平方メートルとなります。内容といたしましては、新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権の設定を受ける者

利用目的は明日葉との計画です。

設定期間は令和元年 12 月 1 日から 10 年間の設定ですので満了日は、令和 11 年 11 月 30 日となります。年間賃借料は無償となっております。

続いて、

番号 3 農地の所在 大字 番 登記 山林 現況 畑 農振区分 農振内
面積 12,004.00 平方メートルのうち 1,650.00 平方メートル

内容といたしましては、新規での設定取扱いとなります。

利用権を設定する者 利用権の設定を受ける者

利用目的は明日葉との計画です。

設定期間は令和元年 12 月 1 日から 10 年間の設定ですので満了日は、令和 11 年 11 月 30 日となります。年間賃借料は無償となっております。

番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

続いて番号 2 の 農地の場所を説明します。番号 2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2 申請地説明】

続いて番号 3 農地の場所を説明します。番号 3 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 3 申請地説明】

最後に許可要件ですが、

番号 1 の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。現在申請地は遊休化している状況ですが、これから観葉鉢物を中心に造園木にも取り組んでいく計画で、今後ハウスにて栽培中の苗を、徐々に申請地へと移していく予定となっています。

番号 2 の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。現在申請地は遊休化している状況ですが、今年度に農地の創出再生支援事業を活用して開墾しアシタバを栽培していく計画となっています。また利用権を設定する者の、

さんがご高齢ではありますが、相続人ともお話しいただき 10 年の長期契約としています。

番号 3 の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問

題ありません。これも申請地については現在遊休化している状況ですが、今年度に農地の創出再生支援事業を活用して開墾しアシタバを栽培する計画となっています。説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 説明が終わりました。それでは農地につきまして、推進委員と農業委員から補足説明がございましたら意見とともに伺って参りたいと思いますので、番号1農地に関しまして、推進委員2番から意見を伺いたいと思います。2番推進委員お願いします。

推進委員2番 現地確認を行ったところ雑草が生えていましたが、草刈りをすれば問題ないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見を伺いたいと思います。4番委員お願いします。

農業委員4番 現在農地は少し荒れてはいますが、今後整備すれば、観葉鉢物の栽培には問題無いと思われまますので、よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、番号2農地に関しまして、推進委員7番から意見を伺いたいと思います。7番推進委員お願いします。

推進委員7番 この農地の周辺では同じ明日葉の栽培が多く行われており、今回も明日葉の栽培ということで適しているので問題ないと思われまます。よろしくお願いいいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います5番委員お願いします。

農業委員5番 この農地周辺では、以前から明日葉を栽培していることから、今回も問題ないと思われまますのでよろしくお願いいいたします。

議長 それでは、番号3農地に関しまして、推進委員6番から意見を伺いたいと思います。7番推進委員お願いします。

推進委員6番 この土地は以前明日葉畑でしたが、現在雑木林となっております。重機を入れて開墾すれば、良い畑になると思いますので問題ないと思います。よろしくお願いいいたします。

議長 続きまして、農業委員からの意見伺いたいと思います12番委員お願いします。

農業委員12番 現地確認を行ったところ、6番推進委員が話したように重機を入れて開墾すれば、良い畑になると思います。利用権の設定を受ける さんの自宅から申請地域まで移動距離が少し遠いように感じますが問題ないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長 はい。ではほかにご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら議案第1号1番・2番・3番に関しまして、承認することにご異議ございませんか

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号1番・2番・3番については承認することに決しました。

議長 それでは続きまして、協議第1号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について協議いたします。事務局説明願います。

事務局 協議第1号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、これは八丈町の下限面積を設定するための協議で、来月の12月総会にて議案提出させていただく内容になりますのでよろしく願います。まず簡単に下限面積から説明させていただきます。

農地を所有するにあたっては、農地法3条の許可が必要になりますが、この許可要件の1つに所有農地の下限面積が定められています。

下限面積要件とは経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後の経営面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。この下限面積は都府県で50a、北海道で2haに設定されていますが、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で面積を引き下げができる事になっています。下限面積の設定については農林水産省からの通知により毎年、下限面積を検討し、その結果を公表することとされています。

このため、下記のとおり今回事務局から、「新規就農及び農地活用の促進から、少しでも農業に興味のある人材が就農できる環境を整備し、担い手の拡充を図る必要がある」ことを理由に「現行の下限面積1aの継続実施」の方針を提案させていただきたいと思えます。

提案内容について説明させていただきます。

まず別段面積を定める基準ですが、農地法施行規則第20条にて定められています。

第20条1から、設定区域は自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であることとあります、これについては町では島単位で設定区域を設けることから、市街化地域がなく、中山間地域として考えていますのでおおむね同一と判断しています。

また、第20条2、農業委員会が定める面積は10a以上であることとありますが、町の1aは例外になりますので次の引き下げ理由と併せて説明させていただきます。

第20条3、農業委員会が定める面積は、下限面積未満の農地にて営農している者がおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。これは引き下げにあたっては影響がないと考えられます。

別段面積引き下げの経緯について説明いたします。

八丈町では平成21年に農地法改正とあわせ30aに設定していましたが、平成25年に遊休農地解消と新規就農促進を目的に30aから1aへの引き下げを行い、現在に至っています。

続いて、別段面積引き下げの理由についてですが、先ほどの基準の例外部分と併せて説明させていただきます。

第20条2で加減面積は10a以上であることと規定されていますが、20条第2項で設定区域が次の第2項1、2のいずれも該当する場合には、前項の規定にかかわらず、農地利用の現況や将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とするとありますので、第2項1、2が該当する場合には地域の实情に合わせて下限面積の設定が行えるようになっています。

20条第2項1では、遊休農地が相当程度存在することとあります。これについては別段面積引き下げの理由の 遊休農地が相当程度存在していたことがあります。農地台帳整備、農地利用状況調査の単年化等を実施した27年には農地面積618haに対し遊休農地面積183haで遊休農地率約29%でした、現在30年度の実績では遊休農地76haで遊休農地率約12%まで解消されていますが、さらなる農地活用に向けて、遊休農地が相当程度あると考えています。

次に20条第2項2では、法第3条にて規定する面積、都府県では50a未満での農業従事者の数が増加することで、周辺地域において農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないこととあります。これについては別段面積引き下げの理由の 町では離島のため3条許可を得るのに常時従事要件から島内在住者に限られることから、営農状況等の判断や農地利用の指導が適正に行われることで、支障がでないと判断しています。

これらの事から、現在の島の人口減少の实情と合わせ、島内外問わず新規就農を促進していくために、少しでも農業に興味のある人材が就農できる環境を整備していく必要があることから、下限面積1aの継続実施を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上になります。

議長 はい。この件については、所有農地の下限面積を30aから1aへの引き下げを継続して実施していくということですが、ご意見等ございましたら伺って参りますがいかがでしょうか。
...無いようでしたら協議第1号に関しまして、協議結果にご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、協議第1号についてはこれで決定といたします。

議長 それでは続きまして、報告第3号前回総会の経過についてですがこの件につきましては、皆さん目を通していただければと思います。

議長 それでは最後に次回総会日程ですが、12月20日(月)午後3時00分から行います。本日の議案及について全て終了したため閉会とします。